平成28年（ワ）第12785号 第17680号 第28219号　平成29年（ワ）第32358号

損害賠償請求事件

原　告　部落解放同盟　　外２４７名

被告ら　示現舎合同会社　外２名

２０２０年2月１０日

準備書面 ~~1~~ 516
（被告ら準備書面（９）への反論）

東京地方裁判所民事１３部　御中

原告ら代理人弁護士　河　村　　健　夫

同　山　本　　志　都

同　指　宿　　昭　一

同　中　井　　雅　人

原告らは、被告らの準備書面（９）に対して、必要な範囲で反論する。

第１　「第３　原告ら準備書面（１０）に対する反論」の主張の誤りについて

被告らは、「第３　原告ら準備書面（１０）に対する反論」として、原告ら準備書面１０に対する「反論」なるものを行なっているが、被告らの主張は、原告らの提出した書面を取り違えて行われている。

よって、被告らが正しく原告ら準備書面１０を踏まえて反論を行なった段階で、反論の要否も含めて検討する。

第２　「第４　原告準備書面（１１）に対する反論」について

１　「１」について

（１）「(１)」について

被告らが２０１６年ころから『部落地名総鑑』の出典が戦前に融和事業のために作られた『全国部落調査』である旨主張していることは認め、その余は否認する。

被告らは、『部落地名総鑑』が就職差別や結婚差別に利用されていた具体的な事例は確認できない、あるいは、『部落地名総鑑』と『全国部落調査』との関係は被告らが明らかにしたものだから、『全国部落調査』に対する評価が確定しているとはいえないという趣旨の主張をしている。

しかし、『部落地名総鑑』は、企業や興信所が購入して利用することによって、幅広く就職差別や結婚差別に利用されてきた。そのような実態が広く存在し、そのことが社会的にも認識されたからこそ、行政機関を含め様々な対策がとられてきたことは、ここで改めて述べるまでもなく明らかなことである。また、被告らは、(すでに差別文書として評価の定まった)『部落地名総鑑』の原典として『全国部落調査』を売り出すこと

で、一般消費者の下世話な関心に働きかけている。『全国部落調査』が、全国の部落の所在地・部落名・現在の住所などを掲載したリストであることからすれば、『部落地名総鑑』が使われたのと全く同様に差別のためのツールとして利用されるものといえ、その危険性から『全国部落調査』に対しても『部落地名総鑑』と同様の評価が下されるべきことは明らかである。

（２）「（２）」について

『全国部落調査』が現在もインターネットで公開され続けており、「部落」「同和地区」などのことばで検索すると、部落一覧が検索上位に出てくることは認め、否認する。

被告らは、現在も『全国部落調査』が公開され続けている以上、様々な社会問題が引き起こされていて不思議ではないのに、実際にはそうなっていない、原告ら以外に訴訟を提起する者もない、と主張する。

しかし、『全国部落調査』が公開され続けていることにより生じている具体的な被害については,準備書面１２で主張したとおりである。また、被告らに被害を訴えること自体が、一種のカミングアウトであり、ネットにさらされたりする可能性がある（実際に原告らは、訴訟提起後に「解放同盟関係人物一覧」で様々なプライバシー情報をさらされている）ことからすれば、訴訟を提起することはハードルが高く、特に単独の個人が損害の回復を求めることはきわめて困難である。

（３）「（３）」について

否認する。

被告らは、原告解放同盟と行政、司法が、国民の表現の自由、学問の自由を侵害しているなどと主張しているが、被告らの行為はいかなる意

味でも表現の自由、学問の自由の行使の問題ではない。

2　「2」について

１９３５年版の『全国部落調査』に記載されていない被差別部落が存在することは認め、その余は否認ないし争う。

被告らは、①原告らのあげた判例のケースは名誉権に基づく差止請求を認めたものだが、本件は特定の個人の人格に結びつくものではない、②『全国部落調査』は研究書や論文にも引用されており、被告宮部自身もその情報をもとに各地の部落を訪れる等の研究をしているので、「差別の道具」とはいえない、と主張する。

（１）「①」について

被告らの行為が原告らの名誉権、プライバシー権及び差別されない権利を侵害しているという点については、訴状から繰り返し主張している点であり、繰り返すことはしない。

（２）「②」について

乙５６２はグーグルブックスでの検索結果であり、『全国部落調査』そのものがどのように利用されているのかを示すものではない。インターネット上で現在も公開されている『全国部落調査』は現在の地名が付記され、検索性が高められたものであり、まさに被差別部落がどこであるのか、当該人が被差別部落にルーツを有するのかを検索するために使われる「差別のための道具」でしかない。被告らの主張する「研究」の結果が被告宮部がインターネット上で公開している「部落探訪」をさすのであれば、被差別部落と名指しして当該土地を訪問し、その暮らしぶりなどを公にする行為そのものが、部落差別を助長する行為になっていることを指摘しておく。面白半分で特定された場所に出向き、そこに住んでいる住民の意思と関わりなく（ある場合は明確に住民の意思に反す

るものであることを認識しつつ)、その生活をさらし、他者にも訪問するように呼びかける行為は、学問研究とは無縁のものである。

3　「3」について

否認ないし争う。

被告らは、特定の住所が『復刻版全国部落調査』の「部落所在地」「部落名」「現在地」のいずれかの欄と合致していても、そこが被差別部落とは言えない、と主張する。

確かに「部落所在地」などは広い行政区画を特定している場合もある。しかし、原告らが問題としているのは、それらが一致したことが１つの手がかりとなって差別の対象となりうるということである。

被差別部落に対する差別は、伝統的には系譜的なものに基づくが、都市化が進んだ現代社会の部落差別は「土地」によって規定されるため、誰もが部落出身者とみなされる可能性がある。この点については、すでに主張しているが、２００５年の大阪府民へのアンケートでは、本人の「現住所」「本籍地」「出生地」でその人を「部落出身者」と判断する人が半分近くにのぼり、現在は「属地的差別」の傾向が強まっている。差別する側の意識が変容している以上、「地名」が差別を受ける者であるかどうかのメルクマールとされる必要がある。

4　「4」について

否認ないし争う。

被告らは、住所はプライバシーに該当せず、本籍は通常他人が知る必要がないものだから、他人が通常知りうるものとは言えない、と主張する。

しかし、準備書面１０などで主張したとおり、住所や本籍は合意なく

明らかにされることによって平穏な社会生活が阻害される可能性があり、自己に関すル情報としてプライバシーにあたる。

また、本籍は通常他人が知る必要ないものであるが、それを知ろうとして提供を求める場面が、社会生活の中でも相当数存在し、そのような場面でこそ、部落差別が問題になることを考えると、被告らの主張は失当である。

5　「5」について

否認ないし争う。

被告らは、全国部落調査との合致で被差別部落出身者であるかどうかが判定されるのであれば、住所を移転すれば「被差別部落出身者」になれることになり、それが正当であるかどうか認めるのは、原告解放同盟である、と主張している。

しかし、被告らは、原告らの主張を曲解しており、差別が「差別する側」の意識の問題であることを捨象して、理屈にならない空論を述べているにすぎない。「差別する側」の意識が、「部落民と結婚すれば部落民である」「本籍が被差別部落とされる地域にある」あるいは「現住所が被差別部落とされる地域にある」という事実が差別の理由になる現実がある以上、その現実から出発して、差別による被害が生じる可動化を検討すべきである。

6　「6」について

(1)　原告組坂について

被告らは「原告らの一部に刃物が送られてきたこと等について、『部落解放同盟関係人物一覧』は無関係である。訴状の別紙目録3と、原告らの2018年3月18日付訂正申立書から分かる通り、『部落解放同

盟関係人物一覧』に掲載されている原告組坂繁之の住所は誤っている。」と批判する。

しかし、この批判もまた原告らの準備書面の内容を誤解ないし曲解して行われているものであり、「反論」と呼ぶに値しない。

この被告らの批判は、原告ら準備書面１１の８頁に対するものであるが、この原告ら準備書面１１の８頁は差止請求権の要件該当性を主張するために、原告準備書面６の１５頁以下の主張を要約して述べたものである。原文の原告ら準備書面６の１５頁以下の論理構造は以下のとおりである。

①組坂委員長をはじめとする部落解放同盟関係者を標的とする凶器等の送付事件が複数回、発生した。

②初期に発生した三重県連への封書では「山端忠義」氏を宛先あるいは差出人として表記するものが存在した。

③「山端忠義」氏は役職の在職期間も短く、自宅住所を知る人も非常に少ない。

④しかしながら、「部落解放同盟関係人物一覧」には「山端忠義」氏の住所氏名が記載されていた。

⑤したがって、一連の事件の「犯人」は、自らの犯行を偽装するために、「部落解放同盟関係人物一覧」から情報を得た「山端忠義」氏の住所氏名を利用して犯行に及んだ可能性が極めて高い。

一方、被告らの批判は以下のような論理構造になっている。

①原告は、一連の犯行の犯人が、「部落解放同盟関係人物一覧」から組坂委員長の住所情報を得て凶器を送付したと主張する。

②しかし、「部落解放同盟関係人物一覧」における組坂委員長の住所情報が誤っている以上、原告が主張は論理的に成り立たず、原告らの主張は誤っている。

しかし、原告らは、一切「一連の事件の犯人が、『部落解放同盟関係人物一覧』における組坂委員長の住所情報を得て、当該自宅住所に凶器を送付した」という主張をしていない。

以上のとおり、被告らの批判は、原告らが主張すらしていない「事実」をでっち上げ、かかる「原告らが主張すらしていない事実」は誤っていると論難するものであって、失当である。

(2) 原告川口について

被告は「原告川口泰司は過去に選挙の後援会事務所を設立し、その住所が米国のサイトに掲載され、その住所が無言電話や差別ハガキの送付に使われたことを認めている」と述べる。

しかし、この被告らの主張もまた原告らの主張とまったく噛み合っていない。原告らは「住所・電話番号が掲載されることによる危険」(原告ら準備書面１１の８頁)を主張している。この点、原告川口泰司は陳述書で以下のように述べている。

「２０１７年４月13日、宮部龍彦が鳥取ループのTwitterで『川口泰司後援会事務所というのがグーグルマップにあると教えてもらったけど、あの人は選挙にでも出るの？』と投稿しました。その時点でグーグルマップを確認したら、以前は削除したはずの後援会の住所・電話番号等が再び掲載されていました。

この鳥取ループの投稿後、『同和地区．com』(ミラーサイトの『部落解放同盟人物一覧』)には、住所・電話番号が掲載され、それが『川口泰司後援会事務所』である旨記載されていました。その後、私は、上記の電話番号は解約しましたが、同サイトからは現時点でも住所・電話番号の検索が可能で、類似犯による差別ハガキ等が来ないか、心配で不安な毎日が続いています。」(甲９１の１２～１３頁)

このように被告宮部は、第三者から聞いたかのような口ぶりで、自ら

原告川口泰司の住所がグーグルマップ上に記載されていることをインターネット上で摘示している。その後、原告らが削除等の請求対象にしている「同和地区．com」（「同和地区.みんな」のミラーサイト）の「部落解放同盟人物一覧」に原告の住所が掲載されたのである。原告川口は、「解放同盟関係人物一覧」に住所等が掲載されているため、「類似犯による差別ハガキ等が来ないか、心配で不安な毎日が続いて」（甲９１の１２～１３頁）いるのであり、「住所・電話番号が掲載されることによる危険」（原告ら準備書面１１の８頁）が認められる。

そもそも、原告川口が差別はがきの受領等をした時点で、原告川口の住所等が「同和地区.com」に掲載されていた可能性も否定できないし、その時点で掲載があったとしても何ら不自然ではない。

７　「７」について

被告らは、「通常人がそのような情報を公表されることで危険が生じることはまずあり得ず、もし危険が生じるというのであれば、原告らの日頃の言動等、公表されること以外にその原因を求めるべきである。」と述べている。

しかし、被告らは、原告ら準備書面１１で指摘した人物一覧がその記載内容から差別を扇動しているものであること、当該法人に関与する者に対する差別や当該法人の忌避する等具体的な危険について、一切言及していない（この２点が原告ら準備書面１１の該当箇所の主張の根幹である。）。つまり、被告らは、原告らの主張とは無関係に独自の見解を披露しているだけであり、これもまた「反論」と呼ぶに値しないものである。

８　「８」について

(1)　生年月日を公開している原告について

被告は、ひとりの原告について生年月日を公開していると批判する。

しかし、原告らは生年月日を単にインターネット上で公開されることを問題にしているわけではなく、生年月日を前述のとおり差別扇動をする「解放同盟関係人物一覧」で公開されることを問題にしている。こうした「解放同盟関係人物一覧」への掲載が原告らの人格権を侵害することは、準備書面15(プライバシー権に関する主張の補充）等ですでに主張している。

(2)　個人情報保護法

被告は、「同和地区Wiki」のウェブサイト運営者は個人情報保護法の適用除外規定が適用されることから、個人情報保護法に違反するとは言えないなどと述べる。

しかし、原告らは、個人情報保護法の適否を問題にしているわけではない。個人情報保護法を参照して生年月日の要保護性の高さを述べている。原告ら準備書面１１及び原告ら準備書面２の第２の３(2)の記載上、明白である。

なお、「同和地区Wiki」のウェブサイト運営者は、個人情報保護法の適用除外規定の適用を受けない。被告らは同法７６項１項１号「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関」及び「報道の用に供する目的」要件を充足すると述べたいのであろうが、いずれの要件も充足しないことは明白である。こうした明白に適用されない法文を持ち出し、自己の行為を正当化する被告らの姿勢は、被告らの遵法精神の低さ・人権の無理解を強く推認される。

9　「９」について

被告らは、「原告らの主張は、部落出身者の親族は部落出身者であり、

差別の対象となるというものであるが、そのような考え方は誤っている上に結婚差別を正当化し得るもので、差別的で許されないものである。部落出身者が全て血縁関係にあるとか、部落出身者とトラブルを起こせば一族が押しかけてくるといった誤った俗説を裁判所が具現化するようなものであり、部落差別の解消に著しい悪影響を与えるもので絶対に認めてはならない。」と述べる。

被告らの主張は論旨不明と言わざるを得ない。結婚差別の現実は、原告らが準備書面で主張してきたし、多数の陳述書等でも言及されている。

１０　「１０」について

被告らは、「今後掲載される可能性を言うのであれば、情報発信の手段は無数にあり、『同和地区．com』に限らないことである。」と述べ、開き直る。

しかし、「情報発信の手段は無数」、すなわち、インターネット上での情報発信は容易でありながら発信先が全世界に及ぶのであり、だからこそ、その危険源である「同和地区 wiki」を管理運営していた被告らの責任は極めて重いのである。

第３　「第５　原告ら準備書面（１２）」に対する被告らの主張の誤りについて

被告らは、「第５」として、原告ら準備書面１２に対する「反論」なるものを行なっているが、そのほとんどは原告らの主張に対する認否・反論ではなく、被告ら独自の意見を言うに過ぎないものである。

被告らの「反論」の特徴をまとめると、各地で被告らによる『復刻版　全国部落調査』のデータばら撒き等に起因する可能性が極め

て高い部落差別事件が発生していることについて、当該事件の発生を被告らとしても否定できないことから、当該事実の存在を積極的に争うことはせず、「当該事件は部落差別ではない」として開き直るという共通点が見られる。

以下、具体的に指摘する。

1　滋賀県シルバー人材センター残置の差別文書に関する被告らの主張の誤り

被告らは、滋賀県シルバー人材センターで発見された文書について「事実関係は不知」としながらも、「仮に事実であったとしても、これは部落差別ではなく、誰にも被害を生じさせていない」「単に『全国部落調査』の内容が転記されたのであれば、被告宮部がやったことと大差ない。これを被害というのであれば、『全国部落調査』の公開自体が被害であると言わねばならなくなる」などと「反論」している（被告ら準備書面（９）の２１頁）。要は、「滋賀県シルバー人材センターにおける差別文書の記載内容は被告宮部らの行為と同様であるから、被害はない」という主張である。

被告宮部らが行なった『全国部落調査』のデータのばら撒き等については、法務省が繰り返し、部落差別につながる情報であるとして削除を求め、本件訴訟に先立つ仮処分・仮差押手続においてその違法性を肯定して仮処分命令等が発令され、被告宮部が行なった各種の異議申立て続きにおいては異議審・抗告審・特別抗告審など各審級においていずれも違法である旨の判断がなされて確定しているものである。

それにもかかわらず、『全国部落調査』からデータを抽出したことが確実である滋賀県シルバー人材センターにおける差別文書について、違法性がないとする実質的な理由を何ひとつ示すことができな

い被告らの「反論」の無内容さには、ただただ呆れるばかりである。

被告らは、自らが行なった『全国部落調査』データのばら撒きに起因して滋賀県シルバー人材センターにおける差別文書事件が発生したことを否定できないことから、論点を「被告らの行為に基づいた二次被害が発生しているかどうか」ではなく「差別かどうか」にズラして「反論」したつもりになっているのである。

なお、滋賀県シルバー人材センターにおける差別文書は、その体裁（甲３４７別紙を参照）からみて、あえて、一般的に具体的地域が知られていない同和地区について、地名や戸数を明示して記載しているものであるし、そもそもシルバーセンターにて配布する必要性も許容性も存在しない文書であることを付言しておく。

2　古河市ストーカー事件に関する被告らの主張の誤り

被告らは、古河市ストーカー事件について、「これは部落差別により被害が生じたと言うものではなく、本質はストーカー事件」「訴外亀田明彦が部落出身を騙ったのは…『全国部落調査』がなければ起こらなかったことではない」などと「反論」している（被告ら準備書面（９）の２１頁）。

しかしながら、当該事件における加害者男性は

「今年の６月頃です。告発文を作成するにあたり、彼女の地元○○の同和地区について情報蒐集していたところ、インターネットサイト「同和地区 Wiki」の中の「茨城県」で見つけました。

「最初からこのサイトを選んだわけではなく、検索サイト Google で「○○　同和地区」を入力したらこのサイトがヒットしました。今回、この「同和地区 Wiki」サイトを見て正直、驚きまし

た」

「全国の被差別部落が一覧として掲載されており、このようなデータが簡単に閲覧できてしまったからです。それまでは差別的情報サイトを見たことはございませんでした」

などの事情を自ら明らかにしているところ、当該加害者男性の供述からは、被告らによる『全国部落調査』のデータのばら撒きを元にインターネットで公開された「同和地区 Wiki」から情報を得て加害行為に及んでいる事実が明らかであって、被告らの主張は完全に事実に反する。

被告らの行為に基づいて二次被害が発生していることに関し、現実に事件が発生していることを突きつけられたにも関わらず、被告らは事実をもって反論しない（というより反論できない）。何の理由も示さずに「『全国部落調査』がなければ起こらなかったことではない」などと虚偽の主張を繰り返しているのが、被告らの「反論」の実態である。

（３）メルカリ販売事件に関する被告らの主張の誤り

被告らは、被告らが公開した『全国部落調査』のデータを佐賀県在住の未成年者が複製・印刷し、インターネット上のフリーマーケットである「メルカリ」で販売した事件について、事実関係を認めた上で、「これは差別事件ではない。むしろ本件訴訟が提起され、新聞報道がされたことで、１人の高校生が被害者になっている」「これが差別事件と言うのであれば、裁判の結果が出る前から被告らの行為を差別と断じ、既成事実化するような行為である」などと「反論」している（被告ら準備書面（９）の２３頁）。

被告らは、このような粗雑な「論理」が「反論」になると思って

いるのであろうが、被告らの水準を示して余りあると言うべきである。

原告らは、原告ら準備書面１２において、①佐賀県在住の未成年者が、被告らが公開した『全国部落調査』のデータを利用して複製・印刷したこと、②当該複製物がインターネット上のフリーマーケットに出品され、少なくとも３部が販売されたこと、③被告らの行為に基づいてさらなる二次被害が生じたこと、との事実主張を行なっている。

被告らは、佐賀県の事件について、自らがインターネット上で公開した『全国部落調査』のデータを利用して販売行為が行われたことが否定できないことから、事実を争うことができず、「これは差別事件ではない」などと、結論を理由とする滑稽な主張をしてお茶を濁しているのである。

なお、被告らは、当該事件に先立ち、被告宮部が「フリマアプリ界の西成」という誇り高い異名のあるアプリがあるそうな。匿名配送に対応しているので、自分の素性を知られずに取引できるのだと。独り言です」などとツイッターでつぶやき、「独り言」などとあざとい言い訳をしながら『全国部落調査』のデータをメルカリで販売することを推奨していたことを原告らに指摘されたことに対して、完全に沈黙している。被告宮部の「独り言」に唆され、『全国部落調査』の販売という行為に及んだ未成年者に対する反省や謝罪の気持ちは微塵もないというのが、被告らの実態である。

（４）春日部農林振興センター事件について

被告らは、埼玉県春日部農林振興センターにおける差別発言事件について、「原告らの言う事実関係が本当のことだとしても、これは

差別事件ではないし、被害者もいない」「差別事件ではなく、部落解放運動団体と行政の関係について市民から疑いを持たれていることが原因であって、『全国部落調査』に原因を求めるのは的外れな責任転嫁である」などと「反論」している（被告ら準備書面（９）の２３頁）。

しかしながら、当該事件は、同和地区の会社だから農地転用を許可するなという差別的な発言に際し、「同和地区 Wiki」のコピーを持参して発言に及んでいたというものであるから、被告らによる『全国部落調査』のデータばら撒きを原因として、新たに別種の差別事件が発生したことは疑いのない事実である。

それにもかかわらず、自らによる『全国部落調査』データばら撒きに起因する事件か否かについての言及を避け、運動団体の振る舞いに関する記述をして「反論」したつもりになっている被告らの主張の欺瞞性は明らかである。

第４　「第６　原告ら準備書面（１３）」に対する被告らの主張の誤りについて

被告らは、「第６」として、原告ら準備書面１３に対する「反論」なるものを行なっているが、そのほとんどは原告らが主張した事実関係に対する認否・反論ですらなく、被告らが有する独自の「意見」の開陳に終始している。

原告としては、原告らの請求に関して必要な限度で被告らによる「反論」に応接することとする。

１　被告らは、原告が主張すらしていないことに対して「反論」している

まず、指摘しなければならないのは、被告らは、原告が主張すらしていないことに対して「反論」していることである。

原告らは、その準備書面１３で、被差別部落出身者であることを暴露することについて、当該行為は本来的には人格的価値とは関わりのない事項の暴露であるが、社会に残存する根強い部落差別意識を前提とした場合、社会的評価を低下させる可能性がある行為と評価されるものであり、かつ、裁判例においても社会的評価を低下させるとする結論が圧倒的多数を占めることを指摘した。

これに対し、被告らは、

①「被差別部落出身者」なる身分は法律上認められず、原告らに対する名誉権侵害を認めるためには原告らが「被差別部落出身者」であることを裁判所が認定するのであればそれは違法であって許されない。

②何をもって被差別部落出身者と言えるのか社会的な認識が定まっていない

などと反論している（被告ら準備書面（９）の２６頁以下）。

しかし、原告らは、被差別部落出身者という身分が法律上認められるという主張はしたこともないし、被差別部落出身者の定義を主張したこともない。

その他の「反論」を見ても、被告らは原告らがその準備書面１３で主張していないにもかかわらず「反論」として独自の主張を行う部分がほとんどであり、主張自体失当である。

２　被告らの独自の意見が全く信憑性を欠いていること

被告らは、「反論」に名を借りて様々な主張を展開しているが、かかる被告らの主張内容は極めて独善的なものである。

一例を挙げれば、被告らは概要「被告宮部が本籍を『復刻版　全国部落調査』に掲載されている地域に移転するなど、人は住所や本籍を自由に移転することができるのだから、「部落出身者」とは対象者本人が意図的に選択したものである」との主張を行なっている（被告ら準備書面（９）の２８頁以下）。

しかしながら、かかる主張は戸籍制度の理解を誤り、被差別部落出身者かどうかを自由に決定できる旨の誤った理解に基づいた、極めて独善的な主張である。

被告らが言うように、住所や本籍は自由に移転できる。しかしながら、自分が過去に居住した地域、過去に本籍を置いた地域について「住んでいなかったこと」「本籍を置いていなかったこと」にすることは絶対にできない（新戸籍を編成しても、従前戸籍は記録としては存置される）。

また、戸籍は血族関係・姻族関係をも記録するものであるが、戸籍の仕組み上、戸籍に記載された者の父親・母親、祖父母や曾祖父母など、対象者の過去の親族の本籍地について遡ることが可能である。かかる父親・母親、祖父母や曾祖父母などが過去に本籍を置いていた地域についても、同様に「本籍を置いていなかったこと」にすることはできない。出生地の記載などについても、同様である。

ところで、人は誰の子どもとなるかを選ぶことはできないし、どの場所で生まれてくるかも選ぶことはできない。したがって、胎児が被差別部落出身者であることに関し、選んだり、選ばなかったりすることができないことは明白である。

それにも関わらず、あたかも「被差別部落出身者となるか否かは自由に選択できる」かのように言いなす被告らの主張は、極めて独善的であり、被差別部落出身者であることによって様々な深刻な差

別を被ってきた原告らの尊厳を冒涜しする許しがたい主張である。

以上

副

平成28年（ワ）第12785号 第17680号 第28219号　平成29年（ワ）第32358号

損害賠償請求事件

原　告　部落解放同盟　　外２４７名

被告ら　示現舎合同会社　外２名

２０２０年2月１０日

準備書面~~１６~~17

（内田龍史意見書（甲359号証）について）

東京地方裁判所民事１３部　御中

原告ら代理人弁護士　河　村　　健　夫

同　山　本　　志　都

同　指　宿　　昭　一

同　中　井　　雅　人

原告らは、内田龍史意見書（甲３５９）について、以下、主張する。

1　全国的な部落問題意識の状況

原告らが例示した部落差別事件に対する被告らの認否は判然としないが(被告ら準備書面(3)等)、被告らは部落差別事件の存在を認めたくないようである。そればかりか、「部落の全容を明らかにする全国部落調査は、むしろ部落に対する忌避感を軽減させる」(被告ら主張整理案８頁）などという無責任な主張をして開き直っている。

阿久澤麻理子意見書（甲１２７）では、被告らがインターネット空間で「部落の地名リスト」(「全國部落調査」の画像データや、その内容をテキスト化し、現在の部落の所在地と照合して更新したダイレクトリー等)を公開したことについて次のように指摘している。

「差別を助長・誘発する情報が、巡回性や永続性 を持ってネット空間で増殖し続ける状況を作り出したことは極めて悪質である。また、情報の発信に Wiki というソーシャルメディアを使い、『部落の地名』リストを精緻化させるような書き込みを誰でもが行える状況をあえてつくり、匿名での編集を呼びかけたことは、差別行為への加担をあおる行為である。」

こうした部落差別の助長・誘発する情報をインターネット空間で公開することの問題性を検討するにあたっては、そうした差別情報を見る人々の置かれた状況が重要な要素となる。阿久澤意見書（甲１２７）は、授業の際に提出された学生レポートの分析や内閣府調査等の統計資料から、被告らの「全国部落調査」や「解放同盟関係人物一覧」の公開が、「部落地名総監事件によって、私たちの社会が築き上げた合意事項―『部落の所在を特定しようとする行為は、差別・排除につながる不適切な行為』だという社会的合意―と、その合意の上に行われてきた教育・啓発等の取組み、およびその成果を踏みにじるものであると同時に、ここに示したとおり、法期限後に部落問題学習の機会が激減した若者世代の、知識不足や『無自覚』に便乗し、差別を拡散する危険性が極めて高い行為」（４～１０頁）だと指摘する。

この点、内田意見書（甲３５９）も、インターネット空間での差別情報を見る人々の置かれた状況、すなわち、全国的な部落問題意識の状況について次のように指摘している。

「以上をまとめると、同和問題の認知度は若年層で低下傾向が見られることをまずは指摘できる。また、同和問題の認知度が高くなっている府県では同和問題への関心がやや高い傾向が見られるが、全国的に見て関心度は高くない。さらに、比較的関心度が高い県においても、前回調査と比較して低下傾向が目立っている。

これらの背景に、学校教育において同和問題が取り上げられることが少なくなってきたことがあるのではないかと既に述べたが、他方で若年層はスマートフォンなどを利用してインターネットでの情報収集に長けた世代でもある。部落問題に対する基礎知識、例えば、被差別部落に対する差別の原因は部落出身者にあるのではなく、部落差別は部落差別をする方が悪いといった認識や、部落差別が部落出身者や部落に関係する人々に大きなダメージを与えたり、結婚や就職などをはじめ、人生におけるさまざまな可能性を奪ったりすることなどの認識を欠いたまま、インターネット上に散見される部落に対する否定的な情報を目にしてしまえば、偏見情報を偏見情報と見抜くことができず、真の情報として認識されかねない。そしてそのような偏見情報がインターネット上で不特定多数の目にさらされているのが、残念ながら現状である。

部落差別解消推進法においても、部落差別を解消するための教育・啓発を国に実施するように求めているが、こうした現状に対して、教育・啓発などによる何らかの歯止めをかけなければ、部落差別が解消することはないと言えよう。」（１７頁）

すなわち、被告らによる「全国部落調査」や「解放同盟関係人物一覧」の公開は、部落問題に対する正しい認識を欠いている若年者が相当数存在する可能

性が高い現状においては、より一層の部落差別を助長・誘発する効果をもたらすといえる。

2　結婚忌避的態度

被告らは結婚差別について「結婚自体が容姿、職業、経済状況、思想信条、宗教、家柄など憲法で差別されないと明記されているような属性や、個人の努力ではどうにもならない属性で決められるものであり、特に憲法で『両性の合意』のみが要件とされている以上、そこに部落差別が関係しても本人の判断に他人が介入することができない。」（被告ら準備書面(3)１１頁）と主張する。

これに対し、原告らは、「結婚のための身元調査」、「家族による差別が表面化したケース」等を挙げ（原告準備書面２の５～７頁）、結婚差別は表面化しくい問題であり、差別によって「両性の合意」（憲法２４条１項）が歪められていること等を指摘した（原告準備書面３の１６～１７頁）。

また、甲１７６(陳述書)で紹介した２０１６年頃の結婚差別の事例（結婚差別をしている両親から逃げた子どもの居場所を探し出すだめにGPSを使用した事例）は、２０１６年１２月に可決施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の審議過程で、衆議院・参議院の各法務委員会でも詳細に紹介されている（たとえば、参議院第１９２回国会 法務委員会 第１１号 平成２８年１２月１日。）。

ひとつひとつの結婚差別事例の指摘にとどまらず、社会学的に「結婚忌避的態度」の調査をし、問題点を指摘しているのが内田意見書（甲３５９）である。

> 「前述したように、部落差別による結婚差別が生じない社会は、子どもの結婚の場合は、『子供の意思を尊重する。親が口出しすべきことではない』を選択した人が100%に、また、本人の結婚場合は、『自分の意志を貫いて結婚する』を選択した人が 100%になる社会である。しかしながら、子供の結婚・本人の結婚ともに、100%には遠い数値となっている。

ここで、部落差別として生じている結婚差別の状況について、内田(2005)をもとに簡単に概説しておきたい。近年、部落・部落外の結婚の割合については、全国的な調査が実施されていないので正確な数値は把握できていないが、1993 年の総務庁による調査においては部落と部落外の結婚は増加傾向にあることが示されてきており（図 16)、こうした傾向はその後も広がりつつあると考えられる。

他方で、部落出身者の立場から見れば、結婚差別を受けた経験については、近年になるほど増加していることも明らかになっている。この背景には、日本社会全体が見合結婚から恋愛結婚へと結婚の形態の変化があり（図 17)、そもそも見合結婚では部落と部落外の結婚はありえないことと認識されていた可能性が高い。ところが、恋愛結婚が主流の社会になってくると、部落と部落外のカップルが誕生することで、先に見た親の介入が生じ、結婚差別が頻繁に生じることとなるのである。

そのことの証左として、2000 年に実施された鳥取県の同和地区実態調査をもとに、結婚の組み合わせと結婚差別体験を同じ図に掲載したものが図 17 である。おおむね、夫婦の一方が同和地区外の生まれの割合が高まるほど、結婚差別体験が高まっていることがわかるだろう。ただし、現在の 50 歳代以下ではその割合は高止まりしており、これらの世代において結婚差別が生じない可能性が高まっていることが示唆されているが、それでも結婚差別受けた経験がある者が 4 割に到達している事実は重いと言えよう。

これら結婚をめぐる社会的変化により、部落出身者のほとんどが部落外出身者と結婚するケースがほとんどと想定される現在において、本章で見たデータは、少なくない部落外の人々が結婚差別をする可能性を示しているのである。逆に言えば、このデータは、少なくない部落出身者、部落に関係する人が、結婚差別を受けている可能性を示唆する結果ともなってい

る。

また、結婚差別に関しては、近年、全国的に解消傾向に向かっているとは言いがたく、本人の結婚の際には結婚差別をする可能性は広がりを持っているのではないかとも推測できる。こうした状況に対する断り書きもなしに、誰が部落出身者であるのか、どこが部落であるのかを示す情報は、部落差別をする可能性のある人にとっては、差別をするための非常に有益な情報を提供していることになってしまうのではなかろうか。」（４２～４４頁）

したがって、このように結婚差別は相当数存在し、解消傾向に向かっていない現実を踏まえると、被告らが公開した「全国部落調査」や「解放同盟関係人物一覧」等は、結婚差別を助長・誘発する道具だといえる。

3　居住忌避的態度

土地差別調査とは、不動産の取引や購入、賃貸などの際に、その物件と被差別部落との関係を尋ねたり、調べたり、教示したりする行為である。

被告らは土地差別について「部落差別とは『人』に対する差別を言うのであって、『土地』という人格のないものに対して差別と言うことは誤りである。」（被告ら準備書面⑶１１頁）や、「『土地差別』という風評を広めている」（被告ら準備書面⑶１３頁）などと主張している。

これに対し、原告らは、いくつかの具体的な土地差別事件に関する指摘や、「大阪府部落差別調査等規制等条例」に関する主張をしてきた（原告準備書面２の７～１０頁、原告準備書面３の１７～１９頁）。

ひとつひとつの土地差別事件の指摘にとどまらず、社会学的に「居住忌避的態度」の調査をし、問題点を指摘しているのが内田意見書（甲３５９）である。

「言うまでもなく、どの地域に生まれ育ったとしても、人間としての尊厳は保障されるべきものである。にもかかわらず、地域によっては周囲か

ら避けられるべき存在として部落が認識されているということは、その地域に生まれ育った人にとってはスティグマ（負の烙印）となったり、それが自尊感情や自信、その人が持つさまざまな可能性を奪ってしまう可能性があることが危惧される。

差別は、意図しようがしまいが、結果として生じるものである。人々が部落を避けようとする態度を示すことによって、それが社会構造や社会規範として固定化され、そうした社会構造や社会規範に鑑みて、部落を避けてしまうという態度が、部落に対する差別を要因とする地域差別や結婚差別を生み出しているのである。ここでは居住忌避に関するデータを紹介したが、残念ながら、そうした差別が引き起こされる可能性が否めない程度に居住を避ける意識が存在しており、そうした意識が現存するなかで、どこが部落であるのかを示す情報が拡散されることは、やはり部落に対する地域差別をするための、あるいは固定化するための非常に有益な情報を提供していることになってしまうのではなかろうか。」（４９頁）

この点、阿久澤意見書（甲１２７）も、「大阪府堺市における人権意識調査(2015.11～12 実施)」等を引用し、「部落の土地に対する現代社会固有の忌避意識（『みなされる差別』も土地の市場価値も、封建時代の身分制度には何の関係もない）であり、『部落の地名』リストが、こうした忌避意識を有する者に利用されることは想像に難くない」（２１～２８頁）と同旨の指摘をする。

したがって、このように被差別部落の土地を忌避する態度が統計上明らかであり、土地差別も解消傾向に向かっていない現実を踏まえると、被告らが公開した「全国部落調査」や「解放同盟関係人物一覧」等は、土地差別を助長・誘発する道具だといえる。

4　結論

よって、被告らによる「全国部落調査」や「解放同盟関係人物一覧」等の公

開は、原告らの名誉権・プライバシー権・差別されない権利・業務を円滑に行う権利を侵害し、かつ重大にして著しく回復困難な損害を原告らに被らせるおそれがある。

以上